

令和8年8月17日

公益社団法人日本通信販売協会
会 長 若 葉 さおり 様

公益社団法人 全国都市清掃会議
会 長 吉 川 雅 和
(横浜市資源循環局長)

廃棄物処理に関する要望について

時下ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本法人では、令和8年度定時総会において廃棄物処理事業を推進する上で当面する諸課題について討議し、国に対し要望することを決議しました。

このため、本法人は、この決議に基づき要望書を取りまとめ、去る7月24日に政府・与党に要望して参りました。

つきましては、貴団体に関連する要望事項を別添のとおり取りまとめました。要望の趣旨をご理解いただき、特段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

連 絡 先

〒113 - 0033 東京都文京区本郷3 - 3 - 11

公益社団法人全国都市清掃会議 総務部 矢作（やはぎ）

TEL 03 - 5804 - 6281 FAX 03 - 3812 - 4731

E - mail : info@jwma-tokyo.or.jp

要 望 書

令和8年8月

公益社団法人 全国都市清掃会議

目 次

I 令和8年度定時総会における決議	----- 1
-------------------	---------

II 要望事項

第1. リサイクル関連法の推進に関する要望	----- 2
-----------------------	---------

1. 容器包装リサイクル制度について
2. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について
3. 家電リサイクル等の円滑な推進について
4. 食品リサイクルの推進について
5. 廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための施策の推進について

第2. 適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望	----- 10
--------------------------	----------

1. 法整備の推進について
2. 適正処理困難指定廃棄物について
3. 廃スプリングマットレスについて
4. PCB廃棄物の国の役割強化について

I 決 議

公益社団法人全国都市清掃会議は、基礎自治体である市区町村で組織する団体として、廃棄物行政が果たすべき役割の重要性を深く認識し、生活環境の保全と公衆衛生の向上、循環型社会の形成のため、廃棄物の発生抑制、再使用及び資源化・再生利用を促進する諸施策を展開するとともに、廃棄物処理施設の計画的な整備や効率的・効果的な運営管理など、廃棄物の適正処理を推進している。

わが国では、近年の気候変動を背景とした記録的な熱波や寒波、大雨等の深刻な気象災害などに対処するため、令和3年8月に「2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会」の実現に向け、廃棄物・資源循環分野における2050年までに温室効果ガス実質排出ゼロを目指している。

また、最終処分場の逼迫などを背景として、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費抑制、環境への負荷ができるだけ低減される「循環型社会づくり」を進め、令和4年4月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が、令和7年11月には、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が施行された。

令和6年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障にも資するものとして、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略として位置づけ、2030年度までの目標を定め、国の諸課題を解決し、循環型社会の形成に向けた統合的な取組が進められており、市区町村にも様々な対応を求められている。

このような状況の下、我々は、SDGsの達成と脱炭素社会の実現、豪雨や地震による大規模災害への対応、リチウムイオン蓄電池等新たな廃棄物対策など、社会状況の変化を的確にとらえ、安全で安定した廃棄物処理を推進すべく、日々懸命の努力を続けているところである。

しかし、市区町村等においては、少子高齢社会の進展に伴う社会保障費の増加、人口減少社会における人員の確保、建設資材、電気・ガソリンなどエネルギーの高騰等により、老朽化した廃棄物処理施設の再整備や新たな廃棄物対策など、増大する経費は廃棄物処理事業の大きな負担となっている。

国においては、厳しい地方財政の現況及び市区町村等の現下の実情を認識され、循環型社会の形成と廃棄物の適正処理の推進のため特段の措置を講じるよう、下記事項について要望する。

記

1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充
2. リサイクル関連法の推進
3. 適正処理困難廃棄物対策の促進
4. 廃棄物の適正処理等の推進

以上決議する。

令和8年5月28日

公益社団法人 全国都市清掃会議

Ⅱ 要望事項

第1. リサイクル関連法の推進に関する要望

1. 容器包装リサイクル制度について

平成25年の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という。)に係る2度目の見直しにおいては、論点整理が行われたものの議論は進まず、平成26年9月以降の長い中断を経て平成28年1月に再開され、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書が取りまとめられた。

しかし、自治体からの強い要望である役割分担の見直し、費用負担の軽減や対象物の拡大などに関しては、見直しが行われなかった。

同報告書においては、「今回の制度全体の検討については、本件取りまとめから5年後を目処に、制度の施行状況などを踏まえて、検討及び必要に応じて見直しを行うことが適当である。」と記載されているが、容器包装リサイクル制度の円滑な推進を図るためには、継続的な関係者間の協議が必要である。

については、容器包装リサイクル制度の円滑な推進に係る取組等について引き続き要望する。

(1) 自治体と事業者間の役割分担の見直し

容器包装リサイクル制度では、市町村が分別収集・選別保管を行い、事業者が再商品化を行うこととなっているが、市町村の経費負担が重いため、分別収集が進むほど市町村の財政状況を圧迫している。

プラスチック製容器包装廃棄物については、自治体の負担軽減をこれまでも要望してきているものの、依然として改善がなく、容器包装対象品目の分別収集を中止する自治体も出てきているところである。

については、本制度を持続可能なものとするために、自治体の負担を軽減する施策を要望する。

- ① 収集運搬費、圧縮・梱包等の中間処理費、住民に対する周知啓発経費など自治体に大きな負担のかかる現行制度を見直し、事業者責任の負担における制度を再構築し、自治体の負担を軽減すること。
- ② 容器包装リサイクル制度を安定的に持続させていくためにも、市町村や事業者等の社会全体で担うべきコストを下げていく必要がある。
このため、再商品化事業者への支援、再生材を使用した製品の普及、低コストでの先進的なリサイクル技術の研究・支援等を進めていくこと。
- ③ 容器包装リサイクル法の適用を免除されている事業者に係る再商品化

費用については、自治体の負担ではなく事業者の負担とすること。

また、プラスチック製容器包装を分別することによる市民への具体的なメリットについて情報提供を行うこと。

(2) 引取品質基準

プラスチック製容器包装廃棄物については、「引き取り品質ガイドライン」に基づく評価方法により品質調査を行っているが、再商品化の品質に直接影響のない収集袋の破袋度や指定収集袋の混入を異物扱いする評価方法により、自治体はその中間処理での除去で負担が多くなるとともに、市民・消費者に対しては分かりにくい制度となっている。

については、

- ① 再商品化手法によって求められる品質は異なることから、再資源化手法ごとの品質基準を定めること。また、品質評価に直接影響のない収集袋の破袋度等の評価方法を見直すとともに、客観的な判断ができるよう、より分かりやすい品質基準を示し適正な運用が図られるよう法制度の見直しをすること。
- ② 引き取り品質基準において異物とされている指定収集袋や市販のビニール収集などの非容器包装については、容器包装と同一の素材であれば合わせて再資源化を行うほうが合理的であるので、より柔軟性のある制度とすること。

(3) 再商品化手法

プラスチック製容器包装の再商品化については、「引き取り品質ガイドライン」に基づき、マテリアルリサイクル手法が優先されている。

しかし、リサイクルには残さ率が高く、処理単価を見ても高止まり傾向が続いている。一方、ケミカルリサイクルは、マテリアルリサイクルに比べ、エネルギー資源削減、CO2削減において高い効果が認められていることに加え、処理残さの発生量が少ないなど優位性がある。

については、自治体における施設の処理能力・処理形態、また、分別排出の状況などから、再商品化手法の選択をできるようにすること。

(4) 市民（消費者）が分別・協力しやすい制度

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定され、容器包装を含めたプラスチック製品全般一括回収することが可能となったが、市民が協力しやすい分別促進と資源の有効利用を図ることが重要である。

については、識別マークの表示義務の範囲を拡大すること、表示サイズを大きく見やすくすること、再商品化手法に沿ってマークを細分化すること等、市民から見てわかりやすく分別・排出できるような表示を製造事業者等に義務付けるとともに、事業系容器包装には識別表示を付さな

いこと。

また、プラスチックと紙の複合素材や容器の汚れなど客観的な判断が難しい面があり、分かり易い基準を示すとともに、紙製容器包装の識別マークを見直すこと。

- ② バイオマスプラスチックの導入については、既存のリサイクルシステムに影響がないよう慎重に導入すること。
- ③ 近年、容器製造に係る原材料の省資源、軽量化が進んでいるため、ペットボトル等の分別等の作業量は増加傾向にあるが、リサイクル重量及び率には反映されない。

そこで、容器容量や分別作業量に見合ったリサイクル率の算出方法に見直すこと。

(5) 発生抑制・再使用を優先させる新たな仕組み

循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量と環境負荷の低減に向けた取組を一層推進するためには、循環型社会形成推進基本法の理念のとおり、リサイクルよりも発生抑制・再使用を優先させ、地域循環圏の形成を促進する新たな仕組みを導入することが重要である。

また、事業者自体が、発生抑制・再資源化を積極的に行えるようにする必要がある。ついては、

- ① 循環型社会を推進するためには、リターナブル容器の使用を増やしてごみ（資源ごみ）総量の発生を抑制することも必要であることから、飲料用容器等の規格化によるリターナブル容器の普及拡大など、製造事業者等によるリターナブル容器・ワンウェイ容器等の生産、流通、使用、回収等の促進や販売店での引取を義務化するシステムを構築すること。
- ② 消費者の意識をごみの持ち帰り及び適正排出へと導き、飲料容器等の散乱の防止や自治体の再資源化経費等の低減を図るためにも、事業者が店頭で回収するデポジット制度の導入を全国で確立させること。
- ③ 令和2年7月から、プラスチック製買い物袋の有料化が開始されたが、袋の厚さやバイオマス配合によっては有料化の対象から外れる。レジ袋削減の観点からも有料化義務化に素材等での例外を設けないこと。

2. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

- ① 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、プラスチックの資源循環の取組は大変重要であり、取組を進めるうえでは、環境配慮設計や代替素材への転換などを製造・販売事業者に求めていくこと。

また、プラスチック資源を正しく分別排出していただくことが必要で、そのためにはまず、国が、制度の趣旨やプラスチック資源をリサイ

クルする場合の温室効果ガスの低減効果を、市民及び事業者に対して分かりやすく情報提供すること。

プラスチック資源の一括回収について、LCA評価に用いる基礎数値や評価の結果を住民にも分かりやすい形でとりまとめ、公表すること。

- ② 製品プラスチックのリサイクルの実施にあたっては、リサイクルまでの工程において、市町村の財政負担が過大とならないよう、新たな交付税制度を創設するなど必要な措置を講じること。

また、製造・販売事業者等による自主回収や費用負担についての仕組みを再構築するなど、引き続き制度を検討していくこと。

- ③ 自治体が行う住民への周知、回収・リサイクル設備、中継施設の整備・運営等の新たに発生する経費について財政支援を講じること。
- ④ 全国的にバランスよく資源化施設を立地させ、十分な処理能力を確保するために、低コストでより質の高いリサイクルが可能となるよう、先進的な処理技術の研究・支援をすること。

また、プラスチック製品の製造事業者に再生資源の利用義務を課す製品の対象を広く指定すること。

- ⑤ プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括回収する仕組みができたことから、既存設備の再整備に関する技術的な知見を示すとともに、容器包装リサイクル協会に対し、処理費用の軽減又はプラスチック製品の有償引き取りのリサイクルスキームを検討させること。
- ⑥ プラスチックごみの資源循環に向け、リサイクル事業者の設備投資や革新的な技術研究に対し、財政的支援を行うとともに、手続きの簡素化を進めること。

また、事業所から排出されるプラスチック資源も、家庭と同様なものは合わせて処理をする制度を検討すること。

- ⑦ 令和8年1月に施行された「清涼飲料用ペットボトル容器に係る設計認定の基準」では、ラベルについて「風選又は洗浄等の再生処理の工程においてボトルと分離できること。」といった項目が記載されている。

環境配慮設計の普及により実効性を持たせ、引き取り品質基準の緩和や消費者の分別負担軽減に繋げること。

3. 家電リサイクル等の円滑な推進について

(1) 家電リサイクル法の見直し

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）は、三度目の見直しを行い、令和4年6月に最終報告書が公表された。

しかし、自治体から強い要望のあるリサイクル料金の前払制度の導入や、対象品目の拡大等についての見直しは見送られた。

家電リサイクル制度の円滑な推進に関しては、様々な課題があるので、引き続き廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の観点から、次の事項について要望する。

1) 廃家電製品の再商品化等費用の前払制度の導入

家電製品の再商品化等費用については、廃棄時に負担することとなっているが、当該費用の負担のみならず廃棄にかかる手続きも消費者にとって負担となっている。また、排出時に費用などの負担を求めていることが不法投棄を誘発する要因や、近年蔓延している違法な不用品回収業者の問題にもつながっていると考えられる。

については、家電リサイクル法に基づくリサイクルシステムの円滑化、消費者にとって手間のかからない制度とするため、家電製品の再商品化等費用の徴収方法について、販売時費用回収方式（いわゆる「前払方式」）又は製品価格への上乗せ（内部化）とすること。

2) 対象品目の拡大

リサイクル対象品目の拡大は自治体にとっても重要な課題であり、循環型社会の構築・推進の主要な柱の一つであることから、引き続き家電リサイクル対象品目の拡大を要望する。

- ① 地球環境の悪影響を防止する点から、フロン除湿器及びウォーターサーバーなどフロンガスの処理が必要な製品
- ② 急速に普及が進んできた、チューナーレステレビ、チューナーレスのディスプレイモニターなどの製品
- ③ 大型で自治体では処理が困難な、電子レンジ、電動マッサージチェア、電器オイルヒーターなどの製品

3) 廃家電製品等の不法投棄対策

- ① 不法投棄された廃家電製品等を自治体が回収して製造業者に引き渡す場合の収集運搬費用、リサイクル費用については、自治体の負担となっており、自治体に対する減免制度や国による財政措置を講じること。

または、不法投棄された対象機器については、製造業者等事業者が製品を回収する仕組みを構築すること。

- ② 自治体を実施する不法投棄対策に対して一般財団法人家電製品協会による不法投棄未然防止事業協力が行われているが、より使いやすいものとなるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。
- ③ 家電リサイクル法への理解を深めるためテレビ等で広報を行い、不法投棄は罰則があることなどを周知すること。

また、自治体のパトロール強化や監視カメラの設置等不法投棄の未然防止のための経費に対する財政支援制度を拡充すること。

4) 引取場所数の拡大

家電リサイクルの指定引き取り場所は、大都市周辺に著しく偏在しており、利便性が悪いことで不法投棄につながる恐れがあるので、指定引取場所数を増加すること。

また、生産者による販売店での回収についても構築すること。

5) 引取義務外品

家電リサイクル法では、消費者からの特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬を小売業者が行うこととされているが、その対象は過去に自ら販売したものと、買い替えの際に引取りを求められたもののみである。

については、引取り義務外品についても、電気小売業界による回収を義務付けるといった、市町村の負担をなくす全国統一の仕組みを構築すること。

(2) 使用済小型電子機器等のリサイクル

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的に平成25年4月1日から施行され、多くの自治体が「参加」し、取り組みが広がっている。

については、自治体における小型家電リサイクル制度への取組をより一層推進するために、次の事項について要望する。

1) 財政支援について

小型家電リサイクル制度の実施にあたっては、分別収集体制の構築、市民への広報・啓発、再資源化事業者への引渡しまでに要する収集・運搬等の費用は、全て自治体の負担であることから、財政支援について要望する。

① 自治体を実施する小型家電リサイクルについては、資源価格の変動により新たな処理費用や不法投棄された製品のリサイクル費用の負担など様々な課題が発生する。資源の有効活用を安定的に進めるためにも国として状況に応じた財政措置を講ずること。

② 国として、自治体・事業者の取組を情報収集・提供することでリサイクルシステムの効率化、高度化を図るとともに、制度の普及のために幅広い広報普及活動に財政措置を講じること。

2) 制度の仕組みの見直し等について

小型家電リサイクル法では、従来の自治体による回収を基底とし、リサイクル事業者に引き渡す仕組みとなっているが、資源価格の下落により処理費用の支払いが生じる。自治体においては厳しい財政事情の中、事業を中止せざるを得ないことから、製造者や販売者が自ら回収し、リサイクルを行うよう制度の仕組みを変更すること。

また、自治体の小型家電リサイクルの取組について財政措置を図ること。

4. 食品リサイクルの推進について

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）は、食品廃棄物等について、発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、有用なものは食品循環資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収することを目的としている。

食品廃棄物等の発生抑制については、一定の成果があるものの、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている、いわゆる「食品ロス」が年間約461万トン(令和6年度推計)あり、その削減が、取り組むべき大きな課題となっており、食品ロス削減の取組を進めていく上では、各地域の実情に応じて、自治体と関係省庁、関係団体、消費者等の様々な関係者が連携して取り組むことが必要となる。

については、食品リサイクル制度をさらに推進するために、次の事項について要望する。

(1) 食品ロス削減の取組

- ① 国においては食品ロス削減の取組が円滑に推進されるよう、自治体に対して効果的な普及啓発を進めるとともに、各事業者が国に報告している内容やリサイクルの実態状況などの情報提供などを行い自治体の食ロス対策を支援すること。
- ② 小盛メニューや食べきり運動など事業者活動・消費者運動が進むよう、国として施策を講じること。

(2) 登録再生利用事業者制度の見直し

食品リサイクル法で定める特例では、廃棄物処理法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者のみ、登録再生利用事業者の事業場がある荷卸し地の市町村の許可を不要としているが、市町村長が、再生利用が確実と認めた食品循環資源のみを運搬する輸送業者についても、同様の特例を受けることができるよう制度を見直すこと。

5. 廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための施策の推進について

持続可能な社会の形成に向けて、3Rに係る諸施策を推進していくことが重要であることから、次の事項について特別の措置を講じるよう要望する。

(1) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の見直し

建設系廃棄物を不適正に過剰保管する解体工事業者に対しては、廃棄物処理法に基づく改善命令を行っているが、命令違反による告発や処罰を行っても、建設リサイクル法の解体工事業登録の取消しや営業の停止にはな

らないため、そのまま解体業を継続することが可能であり、不適正保管量が増加するなど対応に苦慮している。

一方で、建設業法の許可を受けた建設業者については、役員等が廃棄物処理法違反により刑に処せられた場合は、営業停止処分を課することができる。

については、解体工事業者に対して指導を効果的に行うため、建設リサイクル法の解体工事登録についても、廃棄物処理法に違反し刑に処せられた事実をもって解体工事の営業停止及び登録取り消し等の処分を課することができるよう建設リサイクル法の見直しを行うこと。

(2) 古紙リサイクル

古紙類は、中国の輸入規制により古紙の余剰が発生し、国内古紙リサイクルシステムは危機を迎えている。

一方で、国内需要の頭打ちにより古紙価格が下落し、逆有償も増加し、古紙回収の中止や事業停止している古紙回収事業者も出ている。

古紙リサイクルシステムを維持するためにも古紙関連事業者への支援を含め、新たな製品開発や販路開拓に対し補助金を導入するなど、古紙の国内需要を創出し、安定した国内流通ルートを拡大すること。

(3) EPR（拡大生産者責任）法の制定

循環型社会の形成に向けて、国では「循環型社会推進基本法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」を基軸に、容器包装リサイクル法等の各種リサイクル法の整備を進めてきたが、自治体に多くの役割を担わせ、製造・販売事業者の役割が少ない中で、循環型社会形成の推進には不十分な状況である。

持続可能な循環型社会を構築するために、あらゆる商品について、デポジット方式を基本とした廃棄後の回収と発生抑制・再使用・再生使用を製造・販売業者に義務付けるなど、「EPR（拡大生産者責任）法」を整備すること。

(4) バイオマスプラスチック素材の利用促進

令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」において、バイオマスプラスチックの利用促進が実効的取組として挙げられており、ごみ指定袋等のバイオマスプラスチック素材の導入が考えられる。

しかし、同素材の原価は従来の素材に比べて高く、製造コストや販売価格への影響が避けられないが、普及が進むことで製造コストの減少が期待できる。このため、事業者への生産体制強化や新素材開発などに対し支援を行い、バイオマスプラスチック素材をごみ指定袋等に導入しやすくするための施策を推進すること。

(5) レアメタルリサイクルの拡充

電気・電子機器等の基板全般には、多くのレアメタルが含まれており、資源確保の点からもレアメタルを含む製品全般を対象としたリサイクルの仕組みを構築すること。

(6) 新素材や新製品のリユース・リサイクルの支援

循環型社会の形成を図るためには、技術革新によって生み出された新素材や新製品に対するリサイクル処理技術の開発が重要となってくる。

将来、大量に廃棄が見込まれる太陽光パネルについては、第221国会で「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」が制定し、新たなリサイクルが動き出した。

このため、事業者に対しリユース・リサイクル技術の開発へ財政支援などを実施し、低コストで効果的な処理体制を整えること。

また、リユースの推進については、安全性や市場の透明性を確保する基準整備とともに、補助制度の導入など新たな支援策を構築すること。

第2. 適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の3の規定に基づき、全国的に自治体による適正な処理が困難となっている廃ゴムタイヤ等4品目が指定されている。

しかし、4品目が自治体の処理する過程で困難な場合に限り、特定事業者に対して協力を求めることができる制度であるため自治体においては処理に苦慮している。

また、指定4品目以外にも、スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター、リチウムイオン電池等の充電式電池、電子たばこ、加熱式たばこ機器類、薬品類、水銀含有製品（水銀体温計や蛍光灯等）等の爆発・危険性、有害性を有する製品や、物理的形状等から自治体においては適正な処理が困難な廃棄物が多く排出されている。

これらは家庭から排出された場合は、一般廃棄物に該当することから自治体が処理することになっているが、処理が困難なことから専門業者に委託しなければならない財政負担が大きい。

このような状況を踏まえ、制度のあり方や問題となっている点について要望する。

1. 法整備の推進について

平成3年の廃棄物処理法の改正において適正処理困難指定廃棄物の制度が設けられ、廃ゴムタイヤなど指定4品目に対して製造・販売事業者等は製品の引取りを含めた適正処理についての協力を求める道が開けたが、法的な責任や義務が生じているわけではない。ついては、

- ① 製造・販売事業者に対して、環境に配慮した製造段階での製品設計、素材の選択、使用方法の判りやすい表示等について、適切な措置を講ずるよう法の整備をすること。また、製品の特性に応じてデポジット制を含めた製造・販売事業者の回収・処理を義務付けること。
- ② 法で定められた指定4品目の製造・販売事業者等が責任を持って回収・処理する体制の法整備を行うとともに、自治体が行う廃棄物処理において火災の原因となっている、リチウムイオン電池などや自治体の施設では処理の困難な電動ベッドなども市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となっているものとして法に追加し、事業者の処理責任の強化を図ること。

2. 適正処理困難指定廃棄物について

指定4品目以外にも、スプレー缶類、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター等爆発・危険性、有害性を有する製品や、物理的形状等から自治体においては適正処理が困難な廃棄物が家庭から多く排出されている。

ついては、これら廃棄物の適正な処理を促進するために、次のとおり要望する。

(1) カセット式ガスボンベ、スプレー缶等

廃棄物の収集運搬・処理の過程において、カセット式ガスボンベ、スプレー缶及び使い捨てライターが要因と考えられる爆発・火災事故が後を絶たない。また、カセット式ガスボンベ、スプレー缶については、関係業界との合意により「中身排出機構の装着」など一定の方向が示されたが、なお残された課題も多いことから下記の内容を要望する。

- ① 爆発・危険性、有害性を有する製品について、適正処理基準を策定するとともに、デポジット制等を含めた製造・販売事業者による自主回収・処理を義務付けること
- ② 家庭から排出されるカセット式ガスボンベ、スプレー缶は、使い切って出すように広報をしているが、穴が開いていないことから充填物が残っている物もあり、火災防止体制の整備及び処理施設の増強等をする必要があることから、国として補助金の新設を行うこと。

(2) リチウムイオン電池等

リチウムイオン電池やバッテリーはプラスチック製容器包装や不燃ごみ

への混入が増加し、収集車両・中間処理施設等での発火・火災等が頻発し、安全上の課題となっている。

また、小型二次電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池等）は（一社）JBRCで回収されているが、JBRC会員でない事業者の製品や破損・液漏れ等があるものや取り外しのできないものは、回収の対象となっていないため、自治体のごみに排出され火災の要因の一つともなっているため下記の内容を要望する。

- ① 製造事業者は電池や充電電池の取り外しの容易な製品を製造するとともに、小型二次電池使用製品については、製造・販売事業者による回収・処理体制を国として構築すること。
- ② 発火性充電電池を使用している製品には、安全上の識別のため、充電電池及び小型家電本体にも表示を義務付けること。
- ③ リチウムイオン電池を使用した製品の製造事業者や輸入事業者はJBRCへの加入を義務付け、小型二次電池（破損・液漏れ等含む）及び使用製品を一括回収・リサイクルすること。

また、資源有効利用促進法の趣旨に基づき、JBRCに登録された協力店等を広く周知するとともに、消費者から積極的に受け取るよう対応を図ること。

- ④ 回収拠点の拡大等、市民が排出しやすい仕組みの構築や充電電池及び小型家電本体にわかりやすい表示をすること。

また、CM等マスメディアを通じて、市民への啓発を強化すること。

- ⑤ 加熱式たばこについて、一部で使用済み製品の回収を行っているが、たばこ業界全体ですべての加熱式たばこを一括して、回収・リサイクルするシステムの確立を制度設計すること。

- ⑥ 収集車両・中間処理施設のメーカーに火災になりにくい処理設備・機器の開発の検討を要請すること。

- ⑦ ごみに混入される小型充電式電池等の処分等対応に要する啓発、人件費、設備投資等の自治体経費について、財政支援を講ずること。

- ⑧ リチウムイオン電池内蔵製品については、高速充放電による社会的効果が大きい一方、発熱の課題をかかえていることから、製品の安全性確保は重要であるが、火災は繰り返し発生をしている。

については、安全性を確保し廃棄時においても安易に火災の起こさない製品とするなど総合的な対策を講じること。

また、国主導で統一的な回収スキームの構築を行うこと。

(3) 水銀含有廃棄物の適正処理の推進

平成25年10月に、熊本で「水銀に関する水俣条約」が採択された。条文中に水銀の輸出規制をはじめ、大気や水、土壌等への排出削減、あるいは適切な水銀の保管等が規定された。

更に平成29年10月に改正廃棄物処理法施行令等が施行され、水銀を含む廃棄物の適正処理の一層の厳格化が図られたが、廃棄物処理法において、一般廃棄物についての水銀含有廃棄物の回収規定がなく、各自治体の判断にゆだねられている。ついては、

- ① 適正な処理の促進及び多様な回収ルートの確保の観点から、水銀使用製品を製造・販売事業者によるリサイクルの体制を早急に構築すること。
- ② 自治体が行う、分別回収（収集・運搬・処分・保管）について、必要な財政措置を講じること。

(4) 農薬や薬品類等の有害物質を含む廃棄物

農薬や薬品類等の有害物質を含む廃棄物については、業界における処理システムの確立ができておらず、住民から排出されるこれらの物の対応に自治体は苦慮していることから、製造・販売事業者による回収から処理までのルートを確立すること。

やむを得ず、市町村が処理を委託する場合は財政措置を講ずること。

(5) 家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理

近年、在宅医療の進展に伴い、家庭から廃棄物として排出される注射器や点滴バッグ等の医療器具の量が増加し、その多様性も増している。

環境省は、「注射針等の鋭利なものは医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する」ことが望ましいとの通知が出されている。

ついては、刺傷、感染症の罹患等の恐れのある在宅医療廃棄物については、各医療機関による全国統一的な回収・処理システムを早期に構築すること。

また、廃棄物処理法第3条第2項において、製品等が廃棄になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないよう製品等の開発を行うこととされている。このため、製造・販売事業者は、製品等の評価に際し、自治体への意見聴取を行うなど、現状の把握に努め対応について検討するよう指導すること。

(6) 大型及び重量のある廃棄物

大型及び重量のある、介護用電動ベッドやグランドピアノなどの廃棄物については、自治体の施設では処理が困難であることから、製造・販売事業者における回収をお願いしているところあるが、引き取りが行われず対

応に苦慮している。このため、製造・販売事業者に回収・処理を義務付けること。

(7) 可燃性ガス使用した家電製品

フロンや代替フロンに代わって、大気放出をしても環境への影響が少ないことから自然冷媒と呼ばれるイソブタン（R600a）などの可燃性ガスを使用した家電製品が増加している。

製品の中には、製氷機や除湿器など家電リサイクル法に該当しない物もあり、中間処理施設等での発火火災の原因となることから、製品への表示や製造・販売事業者の回収・処理を義務付けるなど法整備を行うこと。

3. 廃スプリングマットレスについて

廃スプリングマットレスについては、適正処理困難物に指定されているにもかかわらず、未だ事業者による適正処理・リサイクルシステムが確立できていない状況にある。近年では、一つずつ分かれているポケットコイル式ベッドマットレスや海外で製造された製品が増加し、自治体での処理は大きな負荷となっている。

については、海外で製造された製品や独立コイル式を含む廃スプリングマットレスは、製造・販売・輸入事業者を含めたベッドマットレス業界全体での回収システムを確立すること。

4. PCB廃棄物の国の役割強化について

① PCBが混入した電気機器等の情報提供

PCBを使用している電気機器等を把握することが円滑なPCB廃棄物の処理につながることから、国として製造事業者等から情報を入手し、自治体や事業者へ情報提供をすること。

② PCB廃棄物の期限内処理に向けた積極的な広報・啓発

PCB使用製品・廃棄物については、保有している事業者の裾野が広いため、処理期限までの早期・適正な処理の必要性等について、大規模且つ効果の高い広報啓発を積極的に行うこと。

③ 低濃度PCB廃棄物の処分費用等に対する支援制度の創設

高濃度PCB廃棄物については、中小企業に対し処分費用の助成制度が講じられているが低濃度のPCBにはこの制度が無い。

PCB廃棄物の処理を速やかに行うため、中小企業を対象に低濃度PCBの調査や処分の費用を助成する制度を創設すること。

公益社団法人全国都市清掃会議 役員名簿

会 長	横浜市資源循環局長	吉川 雅和
副 会 長	大阪市環境局長	井原 優子
副 会 長	川崎市環境局長	中山 健一
副 会 長	岡山市環境局長	板野 利泰
専務理事		金澤 貞幸
理 事	札幌市環境局長	加茂 貴裕
理 事	旭川市環境部長	太田 誠二
理 事	青森市環境部長	中村 敦
理 事	仙台市環境局長	細井 崇久
理 事	さいたま市環境局長	田中 賢行
理 事	千葉市環境局長	堺 逸樹
理 事	新宿区環境清掃部長	依田 治朗
理 事	新潟市環境部長	小泉 英康
理 事	静岡市環境局長	大村 博
理 事	名古屋市環境局長	鬼頭 秀一
理 事	京都市環境政策局長	横山 克久
理 事	神戸市環境局長	柏木 和馬
理 事	奈良市環境部長	秋田 五朗
理 事	広島市環境局長	児玉 晃典
理 事	松山市環境部長	松本 典洋
理 事	北九州市環境局長	木下 孝則
理 事	福岡市環境局長	藤本 和史
理 事	長崎市環境部長	立木 祝成
理 事	カナデビア(株) 第一営業部長	前田 剛
理 事	水ingエンジニアリング(株) ソリューション営業部リーダー	植西 嵩
理 事	京橋法律事務所 弁護士	片岡理恵子
監 事	横須賀市資源循環部長	長谷川 淳
監 事	堺環境事業部長	澤井 一樹
監 事	公認会計士	田中 博之